

宮崎県公報

令和6年1月25日(木曜日) 第 477 号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

 発 行 定 日 毎週月・木曜日

 購読料(送料共) 1年 44,400 円

目 次			意(2件)(水産政策課)2	2
	=		○道路の区域の変更・・・・・・・・・(道路保全課)3	3
		頁	○道路の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
告 示			○港湾法に基づき撤去した工作物等の保管(港湾課) 3	3
)救急病院の認定	(医療政策課)	1	公告	
)指定障害福祉サービス事業の廃止	(障がい福祉課)	1	○土地改良区の定款変更の認可(農村整備課)3	3
)と畜場法施行令第9条の検印に使用すると畜場			○県営土地改良事業計画の変更(″ /)3	3
番号の設定	(衛生管理課)	1	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定(″) 4	Ł
)保安林の指定	(自然環境課)	2	○県営土地改良事業の工事の完了(″ /)4	Ł
)漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同			○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請(担い手農地対策課) 4	ŀ

告 示

宮崎県告示第39号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
黒木病院		延岡市北小路	814番地 1	

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年2月1日から令和9年1月31日まで

宮崎県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	指 定 障 サ ー ビ ン	害 福 祉 事 業 所	指 定 障 サ ー ビ ン	害 福 祉ス 事業者	廃 止	サービスの
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類
4510100086	介護ヘルパーひむ か	西都市大字右松25 03番地1	株式会社プラス・ ワン	宮崎市佐土原町下 田島 20305番地65	令和5年3月31日	居宅介護、重度 訪問介護、同行 援護
4510600648	訪問介護事業所つどい	日向市春原町2- 20マリナーズビル 101号	合同会社つどい	日向市春原町2- 20マリナーズビル 101号	令和5年9月1日	同行援護
4512100027	門川町社会福祉協 議会居宅介護事業 所	東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地	令和5年10月1日	行動援護
4510600333	ケアステーション 日向	日向市原町2丁目 4番15号	三寿産業株式会社	日向市原町2丁目 4番15号	令和5年10月18日	重度訪問介護
4521910184	パワートゥーリブ	東諸県郡国富町木 脇2865番地9	合同会社マルタク	宮崎市松橋1丁目 7番4号	令和5年12月31日	共同生活援助(介護サービス包 括型)
4511910087	ェデンの園ふれあ い	東諸県郡国富町大 字三名2621番地8	社会福祉法人エデ ンの園	東諸県郡国富町大 字三名2621番地5	令和5年12月31日	生活介護

宮崎県告示第41号

宮崎県公報

と畜場法施行令(昭和28年政令第 216号)第9条の検印に使用すると畜場番号を次のように定める。

なお、と畜場法施行令第9条の検印に使用すると畜場番号の設定 (令和5年宮崎県告示第61号) は、廃止する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

番号	名称	所在地	区別
1	株式会社ミヤチク	児湯郡都農町大字川	一般と畜場
	都農工場	北 15530番地	
2	都城ウエルネスミー	都城市平江町36号2	一般と畜場
	ト株式会社	番地	
3	延岡市食肉センター	延岡市塩浜町2丁目	一般と畜場
		2052番地 1	
5	サンキョーミート株	小林市大字細野2523	一般と畜場
	式会社 霧島ミート	番地	
	プラント		
6	株式会社丸正フーズ	えびの市大字大河平	一般と畜場
		4633番地	
7	株式会社ミヤチク	都城市高崎町大牟田	一般と畜場
	高崎工場	4268番地 1	
10	株式会社SEミート	西都市大字岡富1500	一般と畜場
	宮崎	番地	
11	南日本ハム株式会社	日向市大字財光寺11	一般と畜場
		93番地	
13	宮崎県簡易と畜場(児湯郡川南町大字川	簡易と畜場
	川南支場)	南 21986番地	

宮崎県告示第42号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲追北乙 743、乙 746、乙 773-1、乙 776-5、乙 785、字菖蒲追南乙 996、乙10 17、乙1030、乙1054、乙1062、乙1081、乙1086、字中ノ追北乙11 07-7、字内野北乙1533-25、乙1533-28
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第43号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定 による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年11月28日
発起人の住所及び氏名	日向市 美々津町第二漁業生産組合 日向市 幸脇漁業生産組合
加入区の名称	日向市加入区
区域	日向市漁業協同組合の地区
区分	総トン数10トン以上の漁船を使用して 主に機船船びき網漁業を行うもの

宮崎県告示第44号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年12月21日
発起人の住所及び氏名	日南市 株式会社向進水産 日南市 河北 哲
加入区の名称	南郷加入区
区域	南郷漁業協同組合の地区
区分	総トン数10トン以上の漁船を使用して 主にかつお一本釣り漁業を行うもの、 総トン数10トン以上の漁船を使用して 主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総 トン数10トン以上の漁船を使用して主 にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁 業及び南郷町中村甲の地区の者又は旧 栄松漁業協同組合に所属する組合員で あった者が行う総トン数10トン未満の 漁船を使用して主に磯建網漁業以外の 漁業を行うもの

宮崎県告示第45号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年1月25日から同年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路網番		道路種	各の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延(メー	長 トル)
28	34	県道		中渡川下三ヶ線	東臼杵 郷町字 590番 先か南 河田間 90番 1 まで	即抗1司即字中谷地郡中5	新	5.7~ 24.7 7.3~ 99.3		9.8

宮崎県告示第46号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年1月25日から同年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	子の	路線名	区間	供用開始の期日
番号	種	類	始 称石		採用開始の剃口
234	県道	Í	中渡川 下三ヶ	東臼杵郡美郷町南郷中	令和6年1月25日
			線	海川	
				590番1地 先から同郡	
				同町南郷中	
				渡川同字 5	
				90番25地先	
				まで	

宮崎県告示第47号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第56条の4第3項の規定により、同条第2項の規定により撤去した工作物又は船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)を保管した。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 工作物等の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、 形状及び数量	放置等されてい た場所	撤去した日時
船舶の種類:無動力船 船長:約6 m 幅:約1 m 色:白色 船体素材:FRP 数量:1隻	日向市大字細島 字伊勢町1020番 4地先	令和5年12月26日 午後2時05分

2 工作物等の保管を始めた日時

令和5年12月26日午後3時

3 工作物等の保管場所

日向市大字日知屋字片ヶ浜3379-44(細島港商業港地区内)

4 保管した工作物等の返還

(1) 返還期限

令和6年6月26日。ただし、令和6年3月26日までに返還の 申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、 又は工作物等を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

宮崎県北部港湾事務所総務課管理担当 日向市大字日知屋字 新開 17371の2 電話番号0982 (52) 5366

(3) 費用負担

工作物等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用は、 当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工 作物等について権原を有する者その他港湾管理者が当該措置を 命ずべき者の負担とする。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、狭野土地改良区(高原町)から令和5年12月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第88条第1項の規定により、野中地区県営土地改良事業(日南市、県営ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年1月25日から令和6年2月26日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

宮崎県公報

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の2第1項の規定により、後川内地区川路山換地区県営土地改良事業(高原町、県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型))に係る換地計画を定めた。なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

令和6年1月25日から令和6年2月26日まで

- 3 縦覧場所高原町役場農畜産振興課内
- 4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。 令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
沿海北部地区	延岡市、 日向市、 門川町及 び美郷町	広域営農団地農道 整備事業	令和5年11月16日

農地法(昭和27年法律第 229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

THIN THE CALL THE CAL						
所在及び地番	地目	面積(m²)				
小林市南西方字平原 552番 1	田	1,603				
小林市南西方字平原 552番3	田	57				
小林市南西方字平原 553番	田	1, 421				
小林市南西方字平原 554番	田	1,041				
小林市南西方字平原 555番	田	343				
小林市南西方字平原 556番 4	田	57				

 小林市南西方字平原 585番
 田
 158

 中誌に係る農地の利用の租泊

- 2 申請に係る農地の利用の現況 利用権が設定されていない農地
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 農地中間管理機構は、知事裁定後、利用権が設定された後に農 地中間管理事業により借受希望者へ農地を転貸する。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償 金の額

希望する利用権の	希望する利用権の存続	借賃に相当する補
始期	期間	償金の額(円)
令和6年4月1日	5年	70, 200円
	(令和11年3月31日ま	
	で)	

5 その他参考となる事項

(2) 借受希望の有無

- (1) 農地の状況 遊休化しておらず、直ちに耕作できる状況にある。
- 水稲の作付けを予定する借受希望者がいる。
- (3) 当該農地に対する抵当権等の権利設定の状況 抵当権等の権利設定はない。
- (4) 近傍類似の賃料水準

小林市農業委員会調べの基盤整備未済の田の近傍類似の1年 分の賃料は、平均して10アール当たり2,000円から3,000円ま でとなっている。

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和6年2月8日(木)
- (2) 提出先 宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課
- (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、そ の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ゥ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供して いない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項